

静岡県薬第 453 号
平成 28 年 10 月 7 日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 明石文吾

セルフメディケーション税制施行への対応と返品・交換の抑制について
(ご協力のお願い)

標題の件について、日本薬剤師会から別添写(平成 28 年 10 月 5 日付け日薬業発第 246 号)のとおりに通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；木村
電話：054-203-2023/FAX：054-203-2028
E-mail：takakok@shizuyaku.or.jp





日 薬 業 発 第 246 号
平 成 28 年 10 月 5 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 乾 英 夫

セルフメディケーション税制施行への対応と
返品・交換の抑制について（ご協力をお願い）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

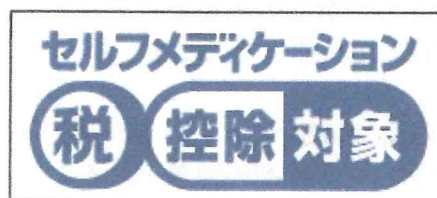
さて、セルフメディケーション税制につきましては「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について（平成28年6月20日付け日薬業発第132号）」でお知らせしたところですが、日本一般用医薬品連合会から本税制に関する対応状況の報告と返品・交換の抑制の依頼がまいりました。

同連合会では構成5協会を通じて製造販売業者へ識別マーク（参考）を表示した製品の出荷を要請しており、本年10月より順次出荷がされる見込みです。

こうした対応の結果、識別マークの表示品と非表示品の混在が想定されますが、非表示品であっても本税制の対象となること、非表示品であっても販売可能であること等の理由から、識別マークの対応有無による返品・交換の抑制についてご理解いただきたいとのことです。

つきましては、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

参考：セルフメディケーション税制対象製品 識別マーク

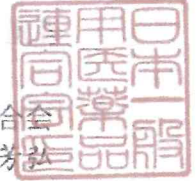


※ 識別マークの配色やサイズについては、製造販売業者や製品によって異なります。

平成 28 年 10 月 3 日

公益社団法人
日本薬剤師会
会長 山本 信夫 殿

日本一般用医薬品連合会
会長 三輪 芳弘



セルフメディケーション税制施行への対応と返品・交換の抑制について

平素より、格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。また、来年一月より施行予定のセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）（以下、本税制）に関しましては生活者に活用し易い制度とすべく、鋭意ご準備、ご対応いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

本税制では製品販売時に本税制対象製品の販売名や購入年月日、金額等が明記されたレシートや領収書等を発行することが求められており、生活者はこのレシート等を用いて確定申告を行うことにより所得控除を受けることができる制度とされております。

しかしながら、生活者が要指導・一般用医薬品を購入する際に本税制対象製品であるか否かを知ることは困難な状況にあり、その結果、本税制が生活者に十分に活用されない懸念や、販売店等においては薬剤師、登録販売者等へ問い合わせが生じるなどの懸念があります。

生活者や販売店等の混乱を回避し、本税制を円滑に運用すべく、法的義務はありませんが日本一般用医薬品連合会では本税制対象製品の目印としての識別マークを新たに作成し、製品に印字やシール貼付等を行い、本税制対象製品であることを明示する準備を進めており、また、来年一月の施行に備えて本年十月には識別マークを表示した製品の出荷を行えるように構成 5 協会を通じて製造販売業者へ協力を要請しているところです。

本対応の結果、一定期間は識別マークの表示品と非表示品の混在が想定されますが、非表示品であっても税制の対象となること、いずれも来年一月の本税制施行以降も販売可能な製品であること、一部製品においては追加供給が困難であること、廃棄により環境負荷が生じること等の理由から、識別マークの対応有無に依る製品の返品・交換の抑制についてご理解を頂き、何卒、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以 上